

公開用

令和 8 年 第 3 回

茅ヶ崎市議会定例会議案書

その 2

令和 8 年 9 月 2 9 日 提出

目

次

議案第 118 号	公平委員会委員の選任について-----	5
報告第 2 2 号	専決処分の報告について-----	8
報告第 2 3 号	専決処分の報告について-----	9
報告第 2 4 号	専決処分の報告について-----	1 0

公平委員会委員の選任について

次の者を茅ヶ崎市公平委員会委員に選任したいので同意されたい。

令和 8 年 9 月 2 9 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

住 所 (略)

氏 名 佐 藤 大 輔

生年月日 (略)

提案理由

本案は、公平委員会委員を選任するため、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により提案する。

経 歴 概 要

住 所 (略)

佐 藤 大 輔
(略)

経 歴

(以下略)

参 考

地方公務員法抜粋

(人事委員会又は公平委員会の委員)

第九条の二 人事委員会又は公平委員会は、三人の委員をもつて組織する。

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

(第3項から第9項まで省略)

10 委員の任期は、四年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(第11項以降省略)

専決処分の報告について

次のとおり令和8年8月27日専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和8年9月29日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損害賠償の額 金352,000円
- 2 損害賠償の相手方 市外在住の男性
- 3 損害賠償の理由

令和8年4月15日午前10時10分頃、菱沼三丁目13番35号地先において、環境事業センター職員が運転するごみ収集車が対向車を避けるため後退したところ、相手方所有宅の外構の塀に接触し、損害を与えたため、これに対する修理費を賠償したものです。

専決処分の報告について

次のとおり令和 8 年 9 月 3 日専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 29 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損害賠償の額 金 58,718 円
- 2 損害賠償の相手方 市内在住の男性
- 3 損害賠償の理由

令和 8 年 1 月 31 日午後 2 時 00 分頃、堤 3138 番地 4 において、走行中のトラックが道路に設置されている側溝（グレーチング）を踏んだ際、その側溝が跳ね上がり、車両下部のスペアタイヤ及びスペアタイヤ設置用金具に接触し、損害を与えたため、これに対する修理費を賠償したものです。

専決処分の報告について

次のとおり令和8年9月10日専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和8年9月29日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損害賠償の額 金84,700円
- 2 損害賠償の相手方 市内所在の法人
- 3 損害賠償の理由

令和8年4月27日午後2時40分頃、みずき四丁目24番17号において、衛生課職員が運転する公用車が相手方敷地内の駐車場で駐車位置を修正するため前進した際、施設の外壁に接触し、損害を与えたため、これに対する修理費を賠償したものです。